

○平成十四年農林水産省告示第千四百五十六号（農薬取締法第十四条第三項の規定に基づく農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法）

（平成十四年九月十七日）

（農林水産省告示第千四百五十六号）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十四条第三項の規定に基づき、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を次のように定める。

農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法は、農薬から有機溶媒により抽出した脂溶性画分を精製した後、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いてダイオキシン類の濃度（当該農薬の有効成分の含有量に占めるダイオキシン類の含有量をいう。以下同じ。）を測定し、当該ダイオキシン類の濃度が次の表の上欄に掲げるダイオキシン類の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数値未満であるかどうかを判定することとする。

種類	濃度（単位ナノグラム毎グラム）
二・三・七・八一四塩化ジベンゾフラン	一
一・二・三・七・八一五塩化ジベンゾフラン	三
二・三・四・七・八一五塩化ジベンゾフラン	〇・三
一・二・三・四・七・八一六塩化ジベンゾフラン	一
一・二・三・六・七・八一六塩化ジベンゾフラン	一
一・二・三・七・八・九一六塩化ジベンゾフラン	一
二・三・四・六・七・八一六塩化ジベンゾフラン	一
一・二・三・四・六・七・八一七塩化ジベンゾフラン	一〇
一・二・三・四・七・八・九一七塩化ジベンゾフラン	一〇
八塩化ジベンゾフラン	三〇〇
二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・一
一・二・三・七・八一五塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・一
一・二・三・四・七・八一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	一
一・二・三・六・七・八一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	一
一・二・三・七・八・九一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	一
一・二・三・四・六・七・八一七塩化ジベンゾーパラージオキシン	一〇
八塩化ジベンゾーパラージオキシン	三〇〇
三・四・四'・五一四塩化ビフェニル	三〇〇
三・三'・四・四'一四塩化ビフェニル	一〇〇〇
三・三'・四・四'・五一五塩化ビフェニル	一
三・三'・四・四'・五・五'一六塩化ビフェニル	三

二'・三・四・四'・五一五塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三'・四・四'・五一五塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三・三'・四・四'一五塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三・四・四'・五一五塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三'・四・四'・五・五'一六塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三・三'・四・四'・五一六塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三・三'・四・四'・五'一六塩化ビフェニル	三〇〇〇
二・三・三'・四・四'・五・五'一七塩化ビフェニル	三〇〇〇